

申 請

令和 2 年 9 月 2 日

原子力災害対策本部長  
内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

福島県知事 内堀 雅雄

原子力災害対策特別措置法（平成 1 1 年法律第 1 5 6 号）第 2 0 条第 2 項に  
基づく令和 2 年 4 月 2 4 日付け指示について、下記のとおり要請する。

記

- 1 次に掲げる品目について、出荷制限を解除すること  
福島県会津若松市において産出される野生きのこ類（ムキタケに限る）  
福島県会津美里町において産出される野生きのこ類（ナメコに限る）
- 2 解除を申請する理由  
別紙参照

(別紙1)

## 出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

### 1 出荷制限を解除する範囲

福島県会津若松市で産出される野生のきのこ類（ムキタケに限る）（以下、「ムキタケ（野生）」という）

### 2 検査状況

#### (1) 出荷制限指示

平成25年9月27日に県が会津若松市から採取されたサクラシメジ（野生）の放射性物質検査を実施した結果、食品の基準値（100Bq/kg）を超える放射性セシウム（220Bq/kg）が検出されたため、同年10月1日に国から県に対して、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請するよう指示が出された。

県は国から指示を受け、会津若松市に対し、同市において採取された野生きのこについて、一切の出荷を行わないよう周知・指導を要請するとともに、県から直売所、卸売市場等に対し、同市から産出される野生きのこを扱わないよう要請した。また、その他の市町村についても、産地の市町村名を確認の上、適切な表示により流通させるよう流通拠点の巡回指導を行ってきた。

#### (2) 現在までの検査結果（別表）

県は会津若松市と連携し、ムキタケ（野生）の出荷制限解除に向け、平成29年10月から令和元年11月にかけて、同市のムキタケ（野生）の発生地点の詳細検査（モニタリング検査含む）を行い、89点を採取した。

これらを検査した結果、食品の基準値を超えるものは検出されず（平均値：18.5Bq/kg、最大値：75Bq/kg）、一部を除いて基準値の2分の1を下回った。なお、75Bq/kgを検出した場所は次の年に23Bq/kgとなり、同市のムキタケ（野生）の放射性物質濃度は安定して低水準であることを確認し、基準値を超過する確率（95パーセントタイル値：36.8Bq/kg）は低いと推定できることから、出荷制限は解除されるべきと判断した。

### 3 福島県における管理計画

#### (1) 解除後の検査計画

ア 県は、ムキタケ（野生）の発生状況を確認しながら、採取シーズン初期に3検体以上の検査を行い、基準値以下であることを確認する。

イ 出荷されるムキタケ（野生）の安全性を確保するため、出荷期間内において1週間に1回程度1検体の定期検査を行う。

ウ 過去に検査を行っていない場所から出荷する場合は、1 検体以上の検査を行う。

(2) 解除後の出荷管理

福島県と会津若松市は連携し、同市のムキタケ（野生）を出荷する生産者や直売所、卸売市場等に対して、入荷先（採取山林）、販売先の記録（生産者台帳）を作成・保管するよう要請し、当該記録を県へ提出してもらおう。また、出荷実績のない生産者を把握した場合は、その都度台帳を更新する。

(3) 出荷制限地域のムキタケ（野生）が出荷されないことの確保

ア 生産者対策

福島県と市町村は連携し、福島県内で出荷制限が継続されている市町村がある場合は、これまで同様、当該市町村に対し、出荷を行わないよう生産者等関係者への周知を行うよう要請する。

イ 流通対策

福島県と市町村は連携し、福島県内で出荷制限が継続されている市町村がある場合は、これまで同様、流通業者（JA、市場、直売所）等に対し、出荷制限地域のムキタケ（野生）を扱わないことや、市町村名の表示がないムキタケ（野生）については、生産地の市町村名を確認のうえ、適切な表示により流通させることを要請する。生産者に対しては、①生産市町村名、②生産者名、③採取区分（野生）の表示を徹底させ、ムキタケ（野生）の販売は、生産者台帳に記載した出荷先に限定し、流通業者（JA、市場、直売所）等に対し、当該生産者情報を周知する。

(4) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

福島県は、速やかに会津若松市のムキタケ（野生）の出荷自粛を要請するとともに、基準値を超過したムキタケ（野生）を回収、廃棄させる。

(5) 関係者への周知

福島県は会津若松市と連携し、本計画の内容について、生産者等に周知を図るとともに、関係機関・団体に協力を求める。

福島県会津若松市ムキタケ(腐生菌) 検査結果

番号	市町村	平成29年			平成30年			令和元年			
		番号	測定日	Cs合計 (Bq/kg)	番号	測定日	Cs合計 (Bq/kg)	番号	測定日	Cs合計 (Bq/kg)	
1	会津若松市	1	H29.10.27	<8.9	42	H30.11.16	23				
2		2	H29.11.10	18	21	H30.11.5	8.5				
						31	H30.11.2	<8.85			
3		3	H29.11.10	18	32	H30.11.5	16.0				
4		4	H29.11.10	17	22	H30.11.2	<7.6				
5		5	H29.11.10	51	33	H30.11.5	14	55	R1.11.12	21	
6		6	H29.11.10	75	23	H30.11.2	23				
7		7	H29.11.10	14	24	H30.11.5	12				
8		8	H29.11.10	13	25	H30.11.2	<7.15				
9		9	H29.11.10	31	26	H30.11.13	15	48	R1.11.5	18	
10		10	H29.11.10	25	27	H30.11.14	12	49	R1.11.5	12	
								50	R1.11.5	11	
11		11	H29.11.10	<9.5	28	H30.11.5	21				
						37	H30.11.2	22			
12		12	H29.11.24	15	29	H30.11.14	13				
13		13	H29.11.24	19	30	H30.11.14	9.2				
14		14	H29.12.1	40	41	H30.11.13	19				
15		15	H29.12.1	8.8	43	H30.11.16	10	70	R1.11.15	14	
16		16	H29.12.1	18	39	H30.11.9	10				
17		17	H29.12.1	16	38	H30.11.9	18				
18		18	H29.12.1	3.9							
19		19	H29.12.1	10							
20		20	H29.12.1	24	40	H30.11.9	14				
21						34	H30.11.5	13			
						35	H30.11.2	19			
22						36	H30.11.2	9.5			
23								44	R1.10.29	21	
								45	R1.11.1	8.2	
25								46	R1.11.1	15	
								47	R1.11.5	16	
26								51	R1.11.8	42	
27								52	R1.11.8	17	
28								53	R1.11.8	10	
29								54	R1.11.8	8.2	
30								56	R1.11.12	19	
31								57	R1.11.12	18	
32								58	R1.11.12	17	
33								59	R1.11.15	20	
34								60	R1.11.15	42	
35								61	R1.11.15	22	
36								62	R1.11.15	20	
37								63	R1.11.15	29	
38								64	R1.11.15	24	
39								65	R1.11.15	18	
40								67	R1.11.15	<6.05	
								68	R1.11.15	<7.05	
41								69	R1.11.15	9.9	
42								71	R1.11.15	21	
43								72	R1.11.15	26	
								73	R1.11.15	16	
44								74	R1.11.15	20	
45								75	R1.11.15	18	
46								76	R1.11.15	23	
								77	R1.11.19	19	
47								78	R1.11.19	25	
								79	R1.11.19	23	
48								80	R1.11.19	20	
49							81	R1.11.19	32		
50							82	R1.11.19	22		
51							83	R1.11.19	17		
52							84	R1.11.19	22		
53							85	R1.11.19	16		
54							86	R1.11.19	24		
55							87	R1.11.19	28		
56							88	R1.11.19	18		
57							89	R1.11.19	23		

福島県会津若松市ムキタケ(腐生菌)検査結果

番号	市町村	平成29年-令和元年	
		測定日	Cs合計 (Bq/kg)
1	会津若松市	H29.10.27	<8.9
2		H29.11.10	18
3		H29.11.10	18
4		H29.11.10	17
5		H29.11.10	51
6		H29.11.10	75
7		H29.11.10	14
8		H29.11.10	13
9		H29.11.10	31
10		H29.11.10	25
11		H29.11.10	<9.5
12		H29.11.24	15
13		H29.11.24	19
14		H29.12.1	40
15		H29.12.1	8.8
16		H29.12.1	18
17		H29.12.1	16
18		H29.12.1	3.9
19		H29.12.1	10
20		H29.12.1	24
21		H30.11.5	8.5
22		H30.11.2	<7.6
23		H30.11.2	23
24		H30.11.5	12
25		H30.11.2	<7.15
26		H30.11.13	15
27		H30.11.14	12
28		H30.11.5	21
29		H30.11.14	13
30		H30.11.14	9.2
31		H30.11.2	<8.85
32		H30.11.5	16
33		H30.11.5	14
34		H30.11.5	13
35		H30.11.2	19
36		H30.11.2	9.5
37		H30.11.2	22
38		H30.11.9	18
39		H30.11.9	10
40		H30.11.9	14
41		H30.11.13	19
42		H30.11.16	23
43		H30.11.16	10
44		R1.10.29	21
45		R1.11.1	8.2
46		R1.11.1	15
47		R1.11.5	16
48		R1.11.5	18

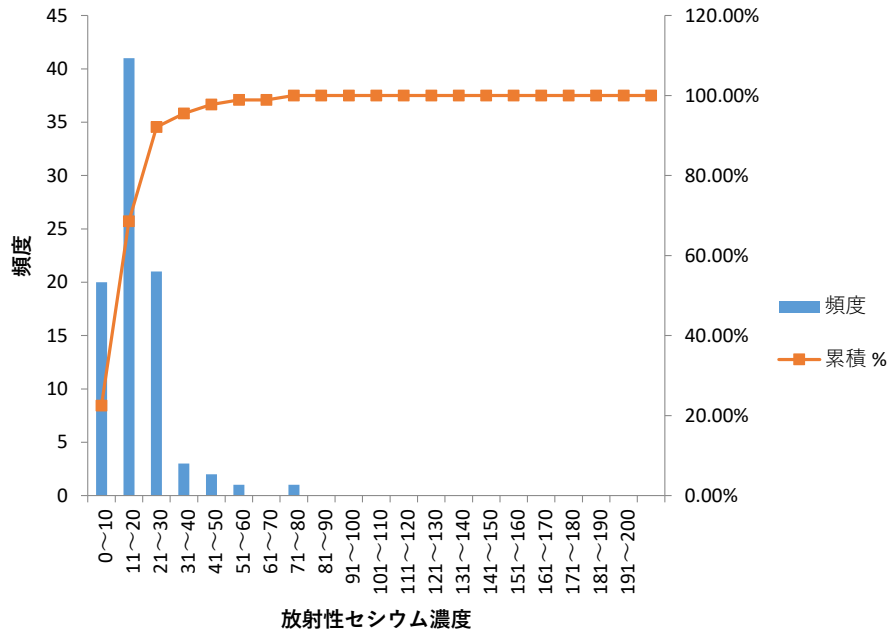
49	R1.11.5	12
50	R1.11.5	11
51	R1.11.8	42
52	R1.11.8	17
53	R1.11.8	10
54	R1.11.8	8.2
55	R1.11.12	21
56	R1.11.12	19
57	R1.11.12	18
58	R1.11.12	17
59	R1.11.15	20
60	R1.11.15	42
61	R1.11.15	22
62	R1.11.15	20
63	R1.11.15	29
64	R1.11.15	24
65	R1.11.15	18
66	R1.11.15	9
67	R1.11.15	<6.05
68	R1.11.15	<7.05
69	R1.11.15	9.9
70	R1.11.15	14
71	R1.11.15	21
72	R1.11.15	26
73	R1.11.15	16
74	R1.11.15	20
75	R1.11.15	18
76	R1.11.15	23
77	R1.11.19	19
78	R1.11.19	25
79	R1.11.19	23
80	R1.11.19	20
81	R1.11.19	32
82	R1.11.19	22
83	R1.11.19	17
84	R1.11.19	22
85	R1.11.19	16
86	R1.11.19	24
87	R1.11.19	28
88	R1.11.19	18
89	R1.11.19	23

実測値

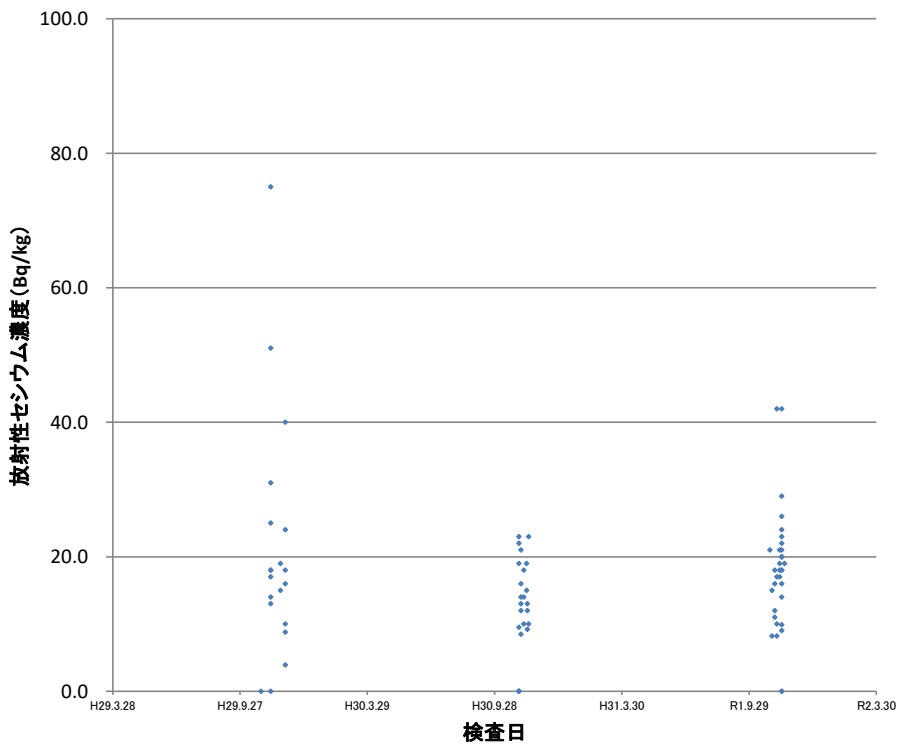
平均値	18.5
最大値	75.0
最小値	ND
中央値	18.0
標準偏差	10.2
95 <sup>th</sup> -センチル値	36.8
標本数	89

注：<（不検出）のデータには、検出限界値の1/2を代入して計算。

### ムキタケ（腐生菌）のセシウム濃度 （福島県（会津若松市））



### ムキタケ（腐生菌）のセシウム濃度の推移 （福島県（会津若松市））



(別紙2)

## 出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

### 1 出荷制限を解除する範囲

福島県会津美里町で産出される野生のきのこ類(ナメコに限る)(以下、「ナメコ(野生)」という)

### 2 検査状況

#### (1) 出荷制限指示

平成25年11月8日に県が会津美里町から採取されたチャナメツムタケ(野生)の放射性物質検査を実施した結果、食品の基準値(100Bq/kg)を超える放射性セシウム(790Bq/kg)が検出されたため、同年11月12日に国から県に対して、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請するよう指示が出された。

県は国から指示を受け、会津美里町に対し、同町において採取された野生きのこについて、一切の出荷を行わないよう周知・指導を要請するとともに、県から直売所、卸売市場等に対し、同町から産出される野生きのこを扱わないよう要請した。また、その他の市町村についても、産地の市町村名を確認の上、適切な表示により流通させるよう流通拠点の巡回指導を行ってきた。

#### (2) 現在までの検査結果(別表)

県は会津美里町と連携し、ナメコ(野生)の出荷制限解除に向け、平成26年11月から令和元年12月にかけて、同町のナメコ(野生)の発生地点の詳細検査(モニタリング検査含む)を行い、113点を採取した。

これらを検査した結果、1検体を除いて食品の基準値を超えるものは検出されない(平均値:26Bq/kg、最大値:120Bq/kg)ことを確認した。なお、120Bq/kgの検体が採取された地点は、平成29年に再度検体を採取し28Bq/kgとなり、また、92Bq/kgの検体が採取された地点は、平成30年及び令和元年に再度検体を採取し48Bq/kg、42Bq/kg、38Bq/kg、18Bq/kg、66Bq/kgと低下傾向を確認し、基準値を超過する確率(95パーセンタイル値66Bq/kg)は低いと推定できることから、出荷制限は解除されるべきと判断した。

### 3 福島県における管理計画

#### (1) 解除後の検査計画

ア 県は、ナメコ(野生)の発生状況を確認しながら、採取シーズン初期に3検体以上の検査を行い、基準値以下であることを確認する。



イ 出荷されるナメコ（野生）の安全性を確保するため、出荷期間内において1週間に1回程度1検体の定期検査を行う。

ウ 過去に検査を行っていない場所から出荷する場合は、1検体以上の検査を行う。

## (2) 解除後の出荷管理

福島県と会津美里町は連携し、同町のナメコ（野生）を出荷する生産者や直売所、卸売市場等に対して、入荷先（採取山林）、販売先の記録（生産者台帳）を作成・保管するよう要請し、当該記録を県へ提出してもらおう。また、出荷実績のない生産者を把握した場合は、その都度台帳を更新する。

なお、生産者台帳へ登録する際には、出荷するナメコ（野生）が基準値（100Bq/kg）を超過していないことを確認することを条件とする。

## (3) 出荷制限地域のナメコ（野生）が出荷されないことの確保

### ア 生産者対策

福島県と市町村は連携し、福島県内で出荷制限が継続されている市町村がある場合は、これまで同様、当該市町村に対し、出荷を行わないよう生産者等関係者への周知を行うよう要請する。

### イ 流通対策

福島県と市町村は連携し、福島県内で出荷制限が継続されている市町村がある場合は、これまで同様、流通業者（JA、市場、直売所）等に対し、出荷制限地域のナメコ（野生）を扱わないことや、市町村名の表示がないナメコ（野生）については、生産地の市町村名を確認のうえ、適切な表示により流通させることを要請する。生産者に対しては、①生産市町村名、②生産者名、③採取区分（野生）の表示を徹底させ、ナメコ（野生）の販売は、生産者台帳に記載した出荷先に限定し、流通業者（JA、市場、直売所）等に対し、当該生産者情報を周知する。

## (4) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

福島県は、速やかに会津美里町のナメコ（野生）の出荷自粛を要請するとともに、基準値を超過したナメコ（野生）を回収、廃棄させる。

## (5) 関係者への周知

福島県は会津美里町と連携し、本計画の内容について、生産者等に周知を図るとともに、関係機関・団体に協力を求める。



福島県会津美里町ナメコ(腐生菌) 検査結果

番号	市町村	平成26年-令和1年	
		測定日	Cs合計 (Bq/kg)
1		H26.11.5	24.0
2		H26.11.14	15.0
3		H26.11.5	19.0
4		H26.11.5	25.0
5		H26.11.21	37.0
6		H27.11.4	32
7		H27.11.13	19
8		H27.10.27	36.0
9		H27.10.27	26
10		H27.11.13	<3.55
11		H28.11.9	69
12		H28.11.18	44
13		H28.11.8	29
14		H28.11.18	120
15		H28.11.29	17
16		H28.11.11	34
17		H28.11.18	5.1
18		H28.10.12	38
19		H28.10.14	14
20		H28.10.28	22
21		H28.11.1	9.5
22		H28.11.1	21
23		H28.11.1	18
24		H28.11.8	92
25		H28.11.18	24
26		H28.11.11	66
27		H28.11.11	26
28		H28.11.11	26
29		H28.11.11	25
30		H28.11.15	21
31		H28.11.15	22
32		H28.11.15	24
33		H28.11.18	23
34		H28.11.18	28
35		H28.11.18	66
36		H28.11.18	12
37		H28.11.18	8.4
38		H28.11.18	13
39		H28.11.18	17
40		H28.11.18	<9.1
41		H28.11.18	14
42		H28.11.22	34
43		H28.11.22	42
44		H28.11.22	18
45		H28.11.22	30
46		H28.11.22	42
47		H28.11.22	8.1
48		H28.11.22	7.6
49		H28.11.22	13
50		H28.11.22	4.3
51		H28.11.22	<4.3
52		H28.11.22	6.6
53		H28.11.25	14
54		H28.11.25	13
55		H28.11.25	11
56		H28.11.25	14
57	会津美里町	H28.11.25	10
58		H28.11.25	37
59		H28.11.29	16
60		H28.11.29	12
61		H28.11.29	15
62		H28.12.2	9.8
63		H28.12.2	17
64		H28.12.2	4.7
65		H28.12.6	7.1
66		H28.12.6	5.4
67		H28.12.6	24
68		H28.12.6	21
69		H29.11.10	31
70		H29.11.10	36
71		H29.12.1	23
72		H29.12.1	28
73		H29.12.1	<8.2
74		H29.12.1	96

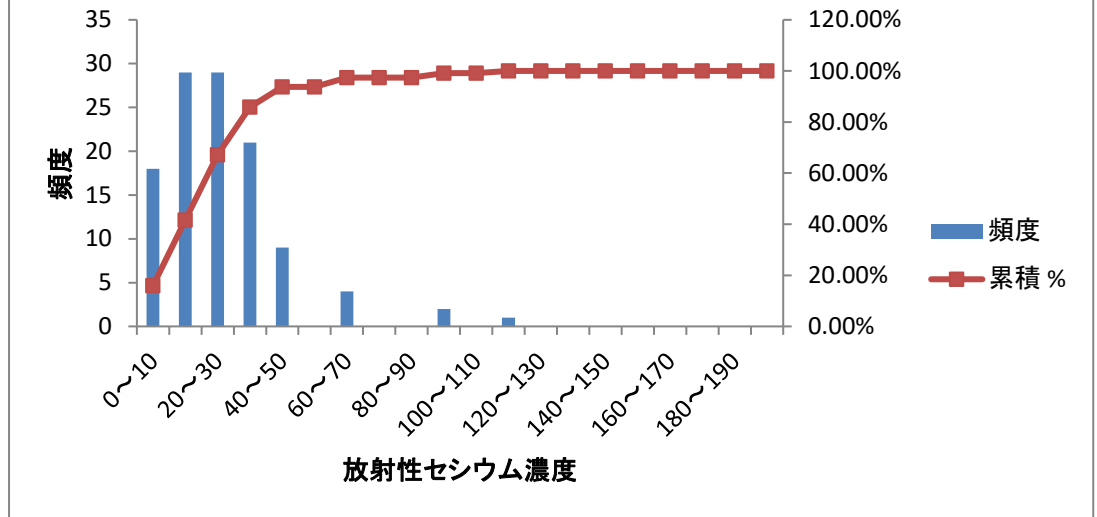
75	H29.11.21	15
76	H29.11.21	24
77	H29.11.21	46
78	H29.10.31	20
79	H29.12.5	30
80	H29.12.5	31
81	H29.11.17	36
82	H29.11.17	14
83	H29.11.17	13
84	H29.11.21	31
85	H29.11.24	31
86	H30.11.9	48
87	H30.11.9	42
88	H30.11.9	38
89	H30.11.20	21
90	H30.11.20	24
91	H30.11.20	21
92	R1.11.22	33
93	R1.11.27	39
94	R1.11.22	18
95	R1.11.22	66
96	R1.11.27	22
97	R1.11.27	21
98	R1.11.27	17
99	R1.12.2	42
100	R1.11.27	33
101	R1.12.2	13
102	R1.12.2	9.2
103	R1.11.22	30
104	R1.11.22	17
105	R1.11.22	16
106	R1.11.27	41
107	R1.11.27	33
108	R1.11.27	32
109	R1.12.2	7.9
110	R1.12.2	35
111	R1.12.2	44
112	R1.12.2	37
113	R1.12.2	29

実測値

平均値	26.3
最大値	120.0
最小値	ND
中央値	23.0
標準偏差	18.7
95パーセンタイル値	66.0
標本数	113

注：<(不検出)のデータには、検出限界値の1/2を代入して計算。

## ナメコ(腐生菌)のセシウム濃度 (福島県(会津美里町))



## ナメコ(腐生菌)のセシウム濃度の推移 (福島県(会津美里町))

